

鳥取県告示第741号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成21年12月8日

鳥取県西部総合事務所長 河 原 正 彦

事業者の名称又は 氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所の 所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人真誠会	訪問看護ステーション ネットケア	米子市河崎590-2	平成21年12月1日	介護予防居宅療養 管理指導